

「ながさき癒し旅」ウェルカムキャンペーン」

“ながさき癒し旅” 宿泊券 Q&A

Q1 宿泊券は、1泊あたり何枚使用できるのでしょうか。
料金が額面以下の場合、おつりは出るのでしょうか。

A1 宿泊券は、1人1泊につき1枚限定の利用になります。
※1人1泊につき、6,000円（税・サービス料込み）未満は利用できません。

Q2 3,000円×2泊の場合に使用できるのでしょうか。
また、3,000円×2人の場合はどうでしょうか。

A2 いずれの場合も使用できません。1人1泊あたり6,000円以上からの使用になります。

Q3 1部屋4名で泊まれる宿を予約した。その場合、合計金額に対して宿泊券を利用できるのでしょうか。

A3 使用制限を1人1泊あたりで設定しておりますので、4名で宿泊する場合、1部屋の合計金額を4人で割った金額が6,000円以上であれば、4枚を上限に使用できます。

Q4 家族で旅行するが、子供は利用可能でしょうか。

A4 お子さんの宿泊単価が6,000円を超えていれば使用可能です。

※それぞれの宿泊パターンにおける使用可否については、
別紙(“ながさき癒し旅”宿泊券利用事例)を参照ください。

Q5 購入者は何泊でも利用ができますか？

A5 1人あたりの購入枚数は5枚までとしており、5泊分利用できます。ただし、1施設に連泊の場合、3連泊までです。

Q6 宿泊料金が8,000円の場合、宿泊券で1枚(6,000円分)支払い、残りの2,000円を“行っ得!つしまクーポン券”で支払うことはできますか。※対馬市のみ該当

A6 両制度(コンビニ宿泊券、OTA)との「行っ得!つしま」クーポン券の宿泊への併用は不可。

※この場合、「行っ得!つしま」クーポン券は飲食や交通サービスにのみ利用することができます。

※「行っ得!つしま」クーポン券とは

対馬市内の宿泊施設・飲食店・交通機関(バス・タクシー)などの加盟店で使えるクーポン券です。長崎しま旅わくわく乗船券に引換券がもれなく付いてきますので、現地にてお一人様1泊につき5,000円分(最大15,000円まで)をGETできます。

※「長崎しま旅わくわく乗船券」とは

長崎県の島(五島列島・壱岐・対馬)への往復乗船券に、現地での体験メニューに利用できるクーポンが付いたお得な企画乗船券です。

※詳しくは「ながさき旅ネット」で、検索してください。

Q7 長崎県内のホテルを既に予約しているが、今後、宿泊券が使用できるのでしょうか。

A7 利用可能ですが、予約している宿泊施設が宿泊券の利用可能施設かどうか、ながさき旅ネット、または宿泊施設において確認が必要です。

Q8 宿泊券を家族以外(第三者)に無償で譲渡し、その者が宿泊券を使用することは可能でしょうか。

A8 第三者への譲渡は禁止しております。(有償、無償問わず)

Q9 家族への譲渡による使用もできないのでしょうか。

A9 購入者ご本人様が同行している宿泊の場合のみ、使用できます。

Q10 購入者とその仲間による団体での宿泊に使用することは、できるのでしょうか。

A10 購入者ご本人様が同行し宿泊すれば使用できます。

Q11 宿泊予約サイト及び旅行会社経由で予約した宿泊プランにも使用できるのでしょうか。

A11 宿泊予約サイト及び旅行会社経由の予約の場合は、現地精算すれば使用できます。

Q12 宿泊した宿に付随する体験メニューやエステなどにも充てられるのでしょうか。

A12 最初から「宿泊プラン」に組み込まれていれば、使用可能です。

Q13 昼食付温泉プランなどの日帰り商品にも使用できるのでしょうか。

A13 使用できません。宿泊する場合にのみ使用できます。

Q14 宿泊先のキャンセル料を宿泊券で支払うことは、できるのでしょうか。

A14 キャンセル料には使用はできません。

Q15 公共交通機関の支払いにも宿泊券を利用できるのでしょうか？

A15 宿泊券は、宿泊のみに使用が可能であり、それ以外への使用はできません。

Q16 宿泊券を使用できる宿泊施設は、どこを見れば分かりますか。

A16 県観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」に専用ページを設けており、使用できる施設を紹介しています。

Q17 セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン・ミニストップ以外のコンビニでは購入できないのでしょうか？

A17 できません。

また、上記コンビニについては各オンラインチケットサイトで販売することとしており、店頭端末機での販売は行いません。

Q18 宿泊券と長崎県内の市町が実施する宿泊割引制度との併用は、可能ですか？

A18 可能です。

宿泊代金から、まず、県の宿泊券を適用し、適用後、宿泊料金に差額（お客様負担）がある場合、残額に市町の割引制度を適用してください。

例えば、13,000円の宿泊プランをご利用の場合（市町の宿泊助成1/2の場合）

① 宿泊券6,000円を利用

② 差額の7,000円に対して、●●市の割引制度を利用

●●市宿泊助成差額7,000円×1/2=3,500円

お客様負担は、差引3,500円となります。

※割引制度は市町で異なりますので、各宿泊施設でご確認ください。

Q19 宿泊券と長崎県民限定「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」の併用は可能ですか？

A19 個人で宿泊券と「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～（以下、県民キャンペーン）」の併用はできません。
※複数人で宿泊する場合も県民キャンペーンとの併用不可。

Q20 1施設にふるさと再発見の旅キャンペーンを利用して3連泊した後、コンビニ宿泊券を利用してさらに連泊可能か？

A20 1施設連泊の間に、個人が両制度を併用して宿泊することはできません。1制度利用でも3連泊が限度です。